

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【本題】企業型 DC 加入者に万が一（障害・死亡）が生じた場合の給付について .....	P1
【コラム】DBにおける当年度剰余金の発生要因（脱退差） .....	P7

## 企業型 DC 加入者に万が一（障害・死亡）が生じた場合の給付について

### 1. はじめに

確定拠出年金では、一定以上の障害状態となった時は障害給付金、死亡した時は遺族が死亡一時金を受給することができます。統計\* によると、1 年間で企業型 DC の給付（老齢・障害・死亡）を受けた方は 87,314 人で、その内訳は老齢給付金 79,848 人、障害給付金 1,825 人、死亡一時金 5,641 人となっています。割合で示すと、障害給付金 2.1%、死亡一時金 6.5%であり、あわせると 10%弱を占めています。

確定拠出年金法第 1 条に「高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、公的年金の給付と相まって生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とあるように、確定拠出年金は高齢期に備えるための制度となっていますが、高齢期を迎える前に万が一の事態が生じたとき、どのような給付が対象となるか事前に整理しておくことは必要なことであるため、本号において概要をまとめました。

また、本号で示す手続きは、記録関連運営管理機関が日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（以下、JIS&T 社）をご利用の場合のものとなります。

\*確定拠出年金統計資料（2022 年 3 月末/運営管理機関連絡協議会）

### 2. 障害の状態となった時

#### (1) 企業型 DC の障害給付

##### ①要件

加入者又は加入者であった者が、75 歳誕生日 2 日前までに以下の i 又は ii のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- i) 傷病について初診日から起算して 1 年 6 ヶ月を経過した日、又はそれまでに治癒した日のいずれか早い日を障害認定日として一定以上の障害状態になったこと。
- ii) その傷病の初診日に既に他の障害がある場合、本傷病を併合することで初めて一定以上の障害状態となったこと。

<用語>

- 「傷病」：疾病・負傷およびこれらに起因する疾病
- 「初診日」：初めて医師または歯科医師の診療を受けた日
- 「治癒」：傷病が治った状態、又は症状が安定し、これ以上の医療効果が期待できなくなった状態
- 「一定以上の障害状態」：政令で定める程度の障害（詳細は一覧表ご参照）
- 「他の障害」：一定以上の障害状態に満たない障害

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

<証明書類ごとの一定以上の障害状態に関する一覧表>

証明書類	障害基礎年金年金証書、 裁定通知書	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害の分類	身体・知的・精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
証明書交付主体	日本年金機構	都道府県知事・市役所	都道府県知事・市役所	都道府県知事・市役所
障害等級 (全体)	1級～3級	1級～7級 (ただし7級は手帳なし)	(最)重度、中度、軽度	1級～3級
一定以上の 障害状態	1級、2級	1級、2級、3級	重度	1級、2級

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

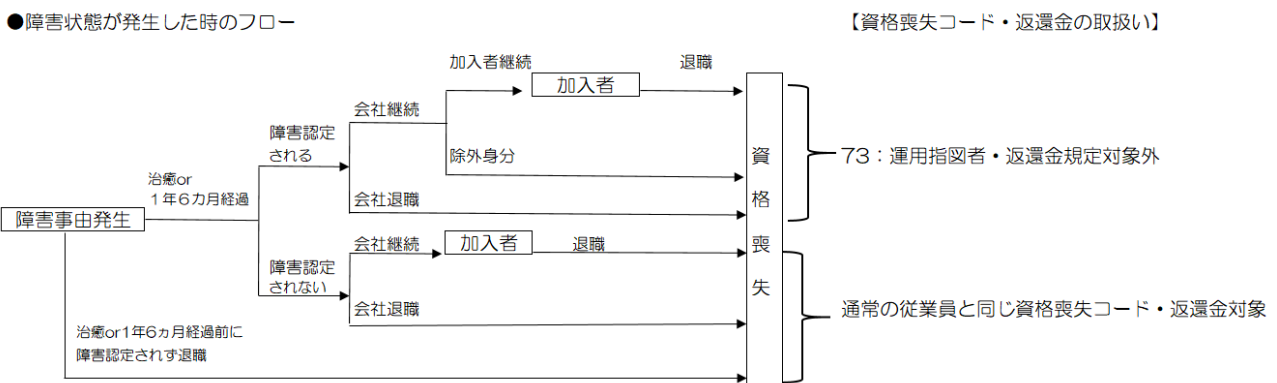
もちろん、①加入時点で既に一定以上の障害状態の場合、②退職済で老齢給付金受給中の方及び運用指図者の方が、一定以上の障害状態となった場合も、障害給付金を請求する要件を満たします。

一度、障害認定を受けると、仮に年金受給中に症状が良くなって、受給できる等級に非該当となっても障害給付金を受給する権利は失いません。

また、障害給付金を受給したことをもって、加入資格喪失とはなりません。一般的に働くことは非常に困難な状態であると推測されますが、就業が続けられる場合、規約の定めるところにより障害給付金の受給を受けながら、加入者として掛金を拠出することができ、事例はわずかですがそのようなケースもあるようです。

②障害状態が発生した時のご留意点

障害状態が発生した時のフローをまとめると、以下の通りです。



※ここでは、退職＝60歳以前の退職、会社継続＝退職しない、障害認定＝DC法上の障害給付金受給要件の有無、を指します。

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

○障害認定について

- ・ 本人とJIS&T社が直接やりとりをして、裁定請求書類と共に提出する各種証明書等で対象となる等級か否かを確認します。
- ・ 事業主は従業員からの申出により、障害認定の事実を知ることができます。

○通常の従業員と同じ資格喪失コードを登録した場合の注意点

- ・事業主が障害認定の事実を知らない状態で従業員が退職する場合は、通常の従業員と同じ資格喪失コードの登録で差し支えありませんが、返還金規定\* の対象となる場合、特に留意が必要となります。

従業員が障害給付金請求前（裁定請求書類提出前）に資産移換手続きを行った場合や自動移換の対象となってしまうと、事業主・JIS&T社ともに障害認定の対象であると認識することはできず、通常の退職と同様、事業主へ資産返還されてしまいます。

資産返還手続きは、取消や修正ができません。

\*返還金規定とは、3年未満で自己都合や懲戒解雇等で会社を辞めた場合、事業主掛金相当額を事業主へ返還させる定めを言います。返還金規定の有無、対象となる期間・退職理由は規約によって異なりますので、各々ご確認ください。

＜障害給付金請求前に資格喪失した場合の手続き＞

返還金規定	資格喪失後手続き	手続き完了後の取扱い
対象	資産移換	事業主返還分差引後、残額が移換 ※要注意
	障害給付請求	資格喪失コード相違により、本人またはJIS&T（本人の了解を得る）より事業主へコード変更依頼をする。
	6か月経過による自動移換	事業主返還分差引後、残額が自動移換 ※要注意
対象外	資産移換	資産移換後、移換先の運営管理機関にご確認の上、障害給付請求（事業主返還分なし）
	障害給付請求	資格喪失コード相違により、本人またはJIS&T（本人の了解を得る）より事業主へコード変更依頼をする。
	6か月経過による自動移換	資産移換後、移換先の運営管理機関にご確認の上、障害給付請求（事業主返還分なし）

※移換の際は、未収手数料や移換手数料が控除されます。

（出所）各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

○制度移行中に障害事由発生

- ・退職手当制度からの制度移行は、障害事由の発生だけをもって一括移換の事由とはならず、通常通り会社継続中は毎年定期的に移換を実施し、退職または資格喪失した時は一括移換を行います。
- ・DBや基金からの制度移行は、規約の定めに従って、原則通常通り制度移行日に移換を行います。

③受取について

- ・障害給付金の金額は、加入者自身の手数料控除後個人別管理資産の額となります。
- ・受取方法は、年金又は一時金のいずれかで請求できます。  
ただし、年金商品が選択できる規約において年金商品での受取りは、60歳以上に限られる場合があります。
- ・税金の取扱いは、非課税となり、確定申告は不要です。
- ・受取りするための裁定請求は、加入者本人よりJIS&T社へ手続きが必要なため、給付専用ダイヤル（0120-1414-92）へのご連絡をご案内ください。

（2）社会保険からの給付

加入者が障害状態となった場合、社会保険の給付についてあわせてお手続きをご確認下さい。障害状態になった原因が、業務外か、業務上・通勤途中か、で対象となる保険が異なります。給付を受けるためには、各々受給要件を満たす必要があります。

＜給付手続き等まとめ＞下記記号は、○：対象となる給付、×：対象とならない給付、を指します。

	業務外に障害状態に該当		業務上・通勤途中に障害状態に該当	
健康保険	○	・被保険者が事業所を管轄する協会けんぽ又は組合へ請求。(傷病手当金等)	×	
労災保険	×		○	・事業主経由で所轄労働基準監督署へ手続き。 ・療養費用(通院・入院、自己負担なし)、障害事由発生から障害の状況に応じて、休業(補償)給付・傷病(補償)年金・障害(補償)給付・介護(保障)給付等の対象となる場合があります。
障害厚生年金	○	・被保険者または被保険者であった者が、初診日に勤めていた会社を管轄する年金事務所で手続き。	○	・労災年金と同時に受給できる時、労災保険の障害(補償)年金は一部調整がかかり減額される。(障害厚生年金は全額支給。)
介護保険	○	・被保険者が市町村へ要介護認定を申請。40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、原因が脳血管疾患や初老期における認知症など老化に伴う病気による場合に限られます。	○	(同左)

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

### 3. 加入者が死亡した時

#### (1) 企業型 DC の死亡一時金

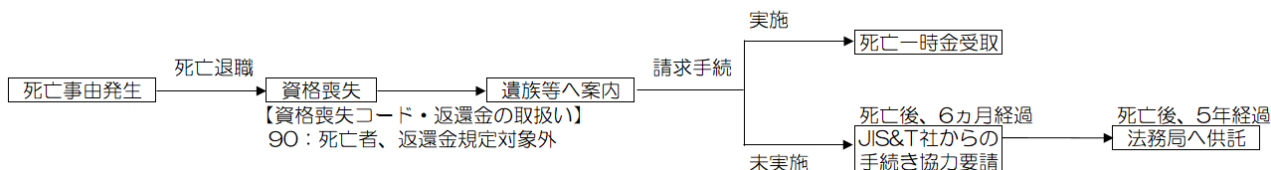
##### ①要件

加入者または加入者であった者が死亡した時

##### ②加入者が死亡した時のご留意点

加入者が死亡した時のフローをまとめると、以下の通りです。

##### ●加入者が死亡した時のフロー



(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

##### ○事業主が必要な対応

- ・死亡による資格喪失データを作成し、JIS&T社にデータ送信して下さい。
- ・退職手当制度の制度移行は、制度移行金が残っている場合、資格喪失後、速やかに一括移換を実施して下さい。  
DBや基金の制度移行は、規約の定めに従って、原則通常通り制度移行日に行います。
- ・資格喪失データ送信だけでは、JIS&T社から自動的に遺族の方等へ案内が行きません。  
事業主より遺族の方等へ手続きについて必ずご説明頂く必要があります。
- ・死亡一時金の裁定請求は、原則、直接遺族とJIS&T社間で行いますが、事業主を経由して行う場合は書類の不備等に関する照会も事業主を経由します。

○遺族の範囲および受取人指定

死亡一時金を受取ることのできる遺族は次に掲げる順となります。DC法に規定された順位であり、民法上の相続順位と異なります。

配偶者以外の遺族は、生計を維持していたかどうか優先されます。

1. 指定受取人（事前に定めている場合）
2. 配偶者
3. 死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
4. 死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
5. 上記3に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※養・実父母がいる場合は養父母→実父母の順、

祖父母は、①養父母の養父母→②養父母の実父母→③実父母の養父母→④実父母の実父母の順

※その他の親族は、生計を維持されていない場合は対象外

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

- ・加入者は死亡一時金受取人としてあらかじめ「配偶者（内縁関係含む）、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」を指定することができます。
- ・死亡一時金受取人を指定する場合、「加入者口座属性変更通知書（1名指定）」または「死亡一時金受取人登録・変更届（2名以上指定）」を事業主経由でご提出いただきます。死亡一時金受取人を複数人指定した場合、裁定請求時点で権利関係に変更がなければ等分の受給権を有することになります。

○JIS&T社からの請求勧奨

- ・遺族から請求手続きがない場合、以下の通り裁定請求勧奨案内を致します。

死亡一時金受取人指定	JIS&T社から遺族への給付手続き書類発送有無	対応内容の概要
なし	送付済（遺族からJIS&T社へ連絡あった場合）	死亡日以後6か月経過後、1年後、4年後のタイミングで給付手続き書類送付先に請求の勧奨通知を行います。
	未送付（遺族からJIS&T社へ連絡がない場合）	JIS&T社から遺族へ直接請求勧奨は行いませんので、事業主様より請求勧奨をお願いします。
あり	発送の有無に関わらず（遺族からJIS&T社へ連絡の有無関係なし）	死亡日以後2か月経過後、6か月経過後、1年後、4年後のタイミングで死亡一時金受取人の住所宛に請求の勧奨通知を行います。

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

- ・死亡一時金の請求期限は死亡後5年で、5年間請求がない場合、死亡一時金を受ける遺族がないものとみなされ、確定拠出年金の死亡一時金としてお受取りはできなくなります。（相続財産としてのお取扱いとなります。）
- ・死亡一時金の裁定請求が未請求のままとなることを回避する観点から、JIS&T社は事業主宛に裁定請求勧奨の協力要請を致します。可能な範囲でご対応をお願いします。要請時期は、死亡後6か月経過時点、1年経過時点、4年経過時点です。6か月経過時点ではJIS&T社に対応結果の報告をお願い致します。

③受取について

- ・死亡一時金の金額は、死亡した方の手数料控除後個人別管理資産の額となります。

- ・受取方法は、一時金のみでの請求となります。複数同順位の遺族がいる場合や複数人指定をした場合、代表者 1 名に全額が振込されます。
- ・税金の取扱いは一般的には請求時期によって異なります。

#### <一般的な税金の取扱い>

請求時期	税金の種類	対象となる控除
～3年	相続税	500万円×法定相続人の数(死亡退職金扱い)
3年～5年	所得税(一時所得扱い)	50万円(特別控除)
5年～	相続税(相続財産扱い)	—

※JIS&T社からは税金控除前の金額が支給となりますので、個別の取扱いは税務署又は税理士にご確認ください。

(出所)各種法令等を基に、りそな年金研究所作成。

#### (2) 社会保険からの給付

加入者が死亡した場合、社会保険の給付についてあわせてお手続きをご確認下さい。死亡した原因が、業務外か、業務上・通勤途中か、で対象となる保険が異なります。給付を受けるためには、各々受給要件を満たす必要があります。

<給付手続き等まとめ> 下記記号は、○：対象となる給付、×：対象とならない給付、を指します。

	業務外に死亡事由に該当	業務上・通勤途中に死亡事由に該当
健康保険	○ ・埋葬を行う者が埋葬料を事業所を管轄する協会けんぽ又は組合へ請求。	×
労災保険	×	○ ・事業主経由で所轄労働基準監督署へ手続き。 ・遺族(補償)給付、葬祭料の対象となる場合があります。
遺族厚生年金	○ ・遺族が、最終勤務の事業所を管轄する年金事務所(在職時死亡)、または請求者の住所地を管轄する年金事務所(退職後死亡)へ請求。	○ ・労災年金と同時に受給できる時、労災保険の遺族(補償)年金は一部調整がかかり、減額される。(遺族厚生年金は全額支給。)

(出所)各種法令及び厚生労働省開示資料等を基に、りそな年金研究所作成。

#### 4. おわりに

加入者が障害状態になることや、死亡することは頻繁に発生するものではありませんが、万が一発生するとどうすればいいかわからないものだと思います。しかし、実際に事由が発生した時、従業員本人は思うように手続きができなかったり、遺族もどの手続きをすればいいかわからないので、事業主から案内いただくのが望ましいです。

すべきことを事前に整理しておくことで、万が一の事態が発生した際は円滑な実務対応を行って頂ける様に、本内容がお役に立てば幸いです。また、実際に発生した場合は、りそな銀行やJIS&T社にご遠慮なくご相談下さい。

#### <ご参考資料>

りそな銀行確定拠出年金のホームページ

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/401k/>

日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社のホームページ

<https://www.jis-t.co.jp/>

(年金業務部 確定拠出年金室 岡本 一宏)

## DBにおける当年度剰余金の発生要因（脱退差）

今回のコラムのテーマは、前回に引き続き「DBにおける当年度剰余金の発生要因」です。ある信託銀行に勤務している新任担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのやり取りの一部を見てみましょう。

Aさん：先日は運用収益と当年度剰余金の関係についてお教えいただきありがとうございました。決算説明に自信をもって臨むことができるようになりました。

B課長：それはよかったね。

Aさん：あれから自分でも調べてみたのですが、**運用収益以外にも当年度剰余金の発生要因がある**と知りました。詳しく教えていただけませんか。

B課長：よく勉強しているね。当年度剰余金の発生要因は、運用収益以外にも「昇給差」「脱退差」「新規加入差」など、さまざまなものがあげられるよ。今日は、「脱退差」について教えようか。

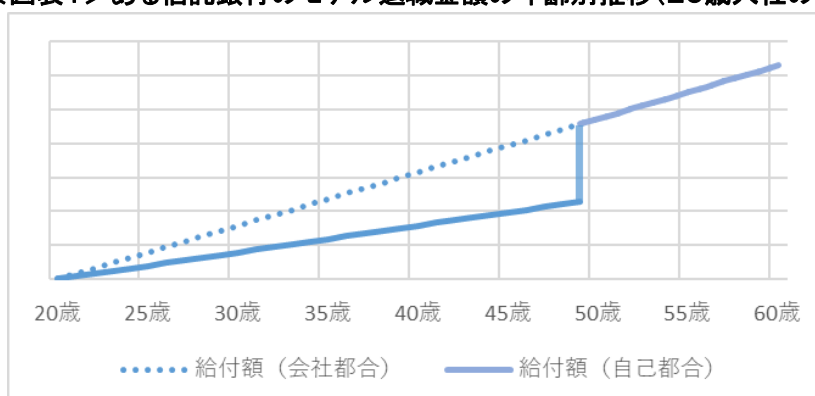
Aさん：よろしくお願いします。DB制度の「脱退」とは、定年・中途退職や死亡による退職のことですよ。

B課長：そうだね。ところで、Aさんは当社の退職金規程を見たことはあるかな？

Aさん：もちろんです。確か、50歳未満で自己都合退職した場合は退職金額が本来の額の半分になるんでしたよね。

B課長：そう。＜図表1＞のように、いわゆる長期勤続優遇と呼ばれる形の制度になっているよ。

＜図表1＞ある信託銀行のモデル退職金額の年齢別推移（20歳入社の場合）



B課長：この制度で、例えば「45歳の社員が例年よりも多く自己都合退職する場合」について考えてみよう。

Aさん：50歳以上と違って45歳の自己都合退職だともらえる退職金額が会社都合退職の場合と比較すると半分になりますよね。

B課長：そう。当社はDB制度に移行しているから、逆に言えば、年金資産の減少が半分で済むということになるよ。ところで、AさんはDB制度では掛金を平準的に積み立てていることは知っているね。

Aさん：はい。従業員の年齢や勤続年数によらず、一律の掛金率が適用されています。

B課長：分かりやすく言うと、定年である60歳時点の退職金額を目指して積み立てていくから、45歳時点の積立金としては上のグラフでは点線の会社都合に近いイメージかな。

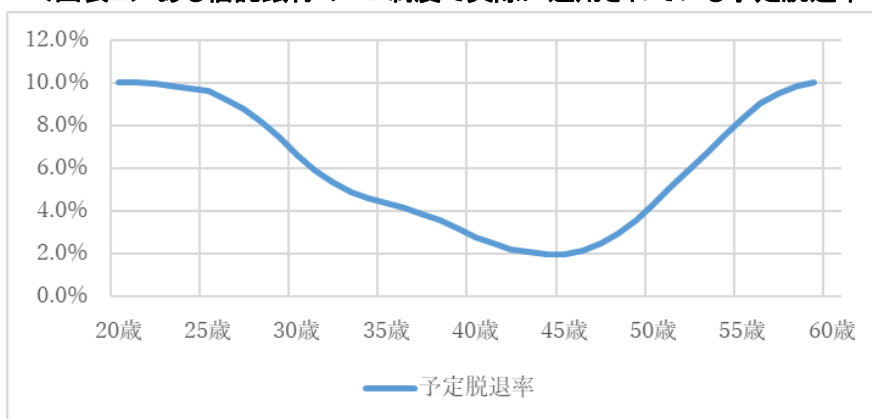
Aさん：ということは、45歳で自己都合退職した場合は、**将来の給付のためにたくさん積み立てているのに、実際には少ししか支払われない**ということですね。

B課長：その通り。だから、例年よりも多く退職した場合は剰余の要因となるよ。

Aさん：えっ？この制度では、一人でも45歳で自己都合退職する人がいれば、その人に支払わなくて済む分が剰余になると思ったのですが、違うのですか？

B課長：ところがそうではないんだ。DB制度では、「**予定脱退率**」を用いて自己都合退職の発生をあらかじめ見込んでいるんだよ。当社の制度の脱退率は＜図表2＞の通りとなっていて、例えば45歳の社員が自己都合退職する割合は2.0%となっているよ。

＜図表2＞ある信託銀行のDB制度で実際に適用されている予定脱退率



- A さ ん：45歳の社員が100人いた場合、一年間で2人が自己都合退職するということですね。
- B 課 長：掛金率の計算には、この脱退率に基づいて自己都合退職者の発生を織り込んでいるんだよ。つまり、一定数は自己都合退職者が発生して、少ない給付しか支払われないだろうということがあらかじめ考慮されているということだね。
- A さ ん：先日の運用収益にも予定の利率が設定されていましたよね。なんだか似ていますね。
- B 課 長：予定しているという点では同じと言えるかもしれないね。脱退率の場合、実際の退職者が見込みと同じ場合には財政上剰余不足の要因にはならないんだけど、この制度では、50歳前で自己都合退職した人の数が掛金率計算時の見込みよりも多い場合に、当年度剰余金の発生要因となるんだ。
- A さ ん：ポイントは「例年より多くの人」、すなわち「見込みより多くの人」が退職することだったんですね。
- B 課 長：逆に、50歳前で自己都合退職する人が見込みより少ない場合には、当年度不足金の発生要因となってしまふよ。
- A さ ん：それは注意が必要ですね。
- B 課 長：そう。当社のような制度は、自己都合退職者の増減が年金制度の財政に大きく影響を与える可能性があるから注意が必要なんだ。このように、退職者数の実績が予定と異なっていたときに発生する差損益のことを「脱退差」と呼んでいるよ。
- A さ ん：脱退差が発生する仕組みがよくわかりました。ありがとうございました！
- B 課 長：退職金の給付カーブや、脱退率の形状によっても、脱退差の発生しやすい年齢層や影響の出方に違いがあるので、いろいろ研究してみてね。
- A さ ん：はい、担当しているお客さまの制度についても調べてみようと思います。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 中村 光一)

### メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク(こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>)の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1830 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

### 企業年金ノート 2023(令和5)年3月号 No.659

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>